

## SAの要求事項の整理（要求事項とDB設計の関係整理）

## 1. 目的

- ✓ 重大事故等対処設備（以下 SA 設備）の基本設計方針（第 36 条）は、おおまかに「多様性・位置的分散」、「悪影響防止」、「個数及び容量」、「環境条件等」及び「操作性及び試験・検査性」の観点からの要求に対して整理されており、特に「環境条件等」に関する設計は設計基準に準じた設計を実施している。
- ✓ 共通 1 2 資料 2 の整理においては、SA 設備の基本設計方針の 1 フレーズごとに設計項目及びその内容を具体化することになるため、本整理では共通 1 2 資料 2 作成の前作業として「設計項目及びその内容」が設計基準に準じた内容となっている箇所を明らかにするとともに、設計基準とは異なる防護方法や条件設定をしているものについても対象箇所を明らかにし、その概要を明確にすることを目的として実施する。

## 2. 整理方法

本整理は、SA 設備に関する基本設計方針と DB 設備に関する設計の観点を対比させ、星取表の形で整理する。具体的には以下のとおり。

## (1)縦軸の展開

- ✓ SA 設備に関する第 1 章共通項目の基本設計方針である以下の条文の基本設計方針を縦軸に展開する。
  - ・ 第 36 条（重大事故等対処設備）
  - ・ 第 32 条（地盤）【10/26 時点で未対応】
  - ・ 第 33 条（地震）【10/26 時点で未対応】
  - ・ 第 34 条（津波）【10/26 時点で未対応】
  - ・ 第 35 条（火災）【10/26 時点で未対応】
  - ・ 第 37 条（材料及び構造）【10/26 時点で未対応】

## (2)横軸の展開

- ✓ DB 設備に関する第 1 章共通項目の基本設計方針のうち、SA 設備の設計に関連する以下の条文を横軸に展開する。
  - ・ 第 5 条（地盤）
  - ・ 第 6 条（地震）
  - ・ 第 7 条（津波）
  - ・ 第 8 条（外部衝撃）
  - ・ 第 11 条（火災）
  - ・ 第 12 条（溢水）
  - ・ 第 13 条（化学薬品漏えい）

- ・ 第 16 条（安有）
- ・ 第 17 条（材料及び構造）
- ✓ このうち、「第 8 条（外部衝撃）」の要求に対する DB 設備の設計が竜巻、火山等の自然現象と近隣工場等の火災等の人為事象に細分化され、各々の観点で設計が行われていることから、設計基準において考慮している現象に細分化する。具体的には以下のとおり。
  - 自然現象：風（台風）、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害
  - 人為事象：航空機落下（火災含む）、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、外部火災の二次影響及び爆発
- ✓ 同様に「第 16 条（安有）」についても、設計要求の観点が複数あることから、「環境条件（温度圧力等）」、「内部発生飛散物」、「試験・検査」及び「共用」に細分化する。
- ✓ なお、SA 設備固有の設計条件として、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の「地震」、「火山の影響」及び「配管の全周破断」並びに汽水の影響はそれぞれ「地震」、「火山の影響」、「溢水」及び「材料及び構造」に含めて整理する。【10/26 時点で未対応】

### (3)星取表の整理

- ✓ DB 設備の設計と関連性がある設計方針の所在を明らかにするため、以下の凡例で識別を行う。
  - ・ SA 設備特有の設計方針であり、DB 設備に類似する設計がないものには「○」を付す。
  - ・ DB の設計に基本的には準ずるものの、SA 固有の設計上の配慮を含む箇所には「○※ 1」を付す。また、SA 固有の設計内容を記すと共に、該当する DB 設備の基本設計方針番号を記す。
  - ・ DB の設計に基本的には準ずるものの、設計の前提となる条件設定に DB と差があるものには「○※ 2」を付す。また、SA 固有の設計内容を記すと共に、該当する DB 設備の基本設計方針番号を記す。
  - ・ DB の設計と変わらないものには「○※ 3」を付すと共に、該当する DB 設備の基本設計方針番号を記す。
- ✓ 上記のほか、要求種別が冒頭宣言で下流の基本設計方針にて具体化される基本設計方針に対しては「－※ 1」を、要求種別が定義となっており展開が必要ない基本設計方針に対しては「－※ 3」を付す。
- ✓ また、SA 設備の基本設計方針の内容が横軸の項目と関係のない箇所に対して「－※ 2」を付す。
- ✓ 本整理結果を添付 1 に示す。【10/26 時点で一部対応（白抜き部分）】
- ✓ なお、本整理は、SA 設備として達成すべき基本設計方針を漏れなく抽出する必要があることから、冒頭宣言となる基本設計方針と設計方針の具体が展開された基本設計方針の従属関係を網羅的に整理した上で行う。本整理結果を添付 2 に示す。【10/26 時点で未対応】

3. 本整理を踏まえた次のステップ【10/26 時点で未対応】

- ✓ 基本設計方針（第 36 条）は、設計基準に準じた防護設計を実施することを前提としたものであることから、設計要求等が詳細に展開されている設計基準の基本設計方針の 1 フレーズごとに対応する SA 設備の基本設計方針を紐づけた上で、SA 設備としての設計の具体を設計基準を参照して展開することで、SA 設備の防護設計が設計基準に準じて実施されていることを確認する。
- ✓ 本整理では、別途進めている「DB の設計項目の整理」結果に組み込んで「DB/SA の紐づけ整理」として纏める。
- ✓ 比較する SA 設備の基本設計方針は、本資料で DB との関連性があると整理された基本設計方針を対象とする。
- ✓ この整理により DB 設備の設計要求内容と SA 設備の設計要件内容を紐づけし、DB 設備と SA 設備の設計要求内容をまとめて説明できる範囲及び SA 設備として差分説明が必要な設計要求内容の詳細を明らかにする。
- ✓ また、これらの整理結果は、竜巻、溢水、その他外部事象の観点で DB 設備の設計プロセスと SA 設備の設計プロセスを対比させる形で纏める。纏めにあたっては、DB 設備と同じ設計として扱える部分及び SA 設備としての差分説明が必要な部分が判別できるよう纏める。

以上

基本設計 方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)				8条(航空機)	8条(落雷)	8条(その他)						11条 (火災)	12条(溢水)		13条(薬品)			16条(安有)				17条 (材質)							
			地盤	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を組 える火山)	森林火災	近隣工場等 の火災	航空機墜落 火災	爆発	外部火災の 二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事 象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全 局破断)	化学薬品漏 えい	敷地内にお ける化学物 質の漏えい	有毒ガス	環境条件 (温度圧力 等)	内部発生飛 散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)			
36条-1	第1章 共通項目 9. 設備に対する要求 9.2 重大事故等対処設備 9.2.1 重大事故等対処設備に対する設計方針 再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、重大事故等対処設備を設けるとともに、必要な運用上の措置等を講ずる設計とする。	冒頭宣言【全般的な考慮事項に係る冒頭宣言のため以降の展開なし】	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	
36条-2	重大事故等対処設備は、想定する重大事故等の環境条件を考慮した上で期待する機能が発揮できる設計とする。また、重大事故等対処設備が機能発揮するために必要な系統(供給源から供給先まで、経路を含む。)で構成する。	冒頭宣言【36条69】	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	
36条-3	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等対処設備のために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。重大事故等対処設備を共用する場合は、MOX燃料加工施設の重大事故等への放射性物質の漏れ及び容量を確保する。また、同時に発生するMOX燃料加工施設の重大事故等による環境条件の影響について考慮する。	冒頭宣言【36条65,51,57,68,77,110,137】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-4	重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものと外部からの影響による機能喪失の要因となる事象(以下「外的事象」という。)を要因とする重大事故等に対処するものについて、常設のものと同類型のものがあつて、以下のとおり分類する。	定義【用語の定義】	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	
36条-5	常設重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち常設のものをいう。また、常設重大事故等対処設備であつて重要機能に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するものを「常設耐震重要重大事故等対処設備」、常設重大事故等対処設備であつて常設耐震重要重大事故等対処設備以外のものを「常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備」という。可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等対処設備のうち可搬型のものをいう。	定義【用語の定義】	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	-※3	
36条-6	なお、「再処理施設の技術基準に関する規則」第43条(放射性物質の漏えいに対処するための設備)については、再処理施設において液体状、固体状及び気体状の放射性物質に関する閉じ込め機能の喪失が発生した場合においても、放射性物質の漏えいは発生が想定されないことから、放射性物質の漏えいに対処するための設備は設置しない。	冒頭宣言【第43条】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-7	重大事故等対処設備は、設計、材料の選定、製作及び検査に当たっては、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとするが、必要に応じて、使用実績があり、信頼性の高い国外規格及び基準によるものとする。重大事故等対処設備の維持管理に当たっては、保安規定に基づく要領に依り、施設管理計画における安全プログラムを策定し、設備の維持管理を行う。なお、重大事故等対処設備を構成する設備、機器のうち、一般消耗品又は設計上交換を想定している部品(安全に係わる設計仕様に変更のないもので、特別な工事を要さないものに限る。)及び通信連絡設備、安全遮断回路(照明設備)等の「原子力施設等の安全のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」で定める一般産業用工業品については、適切な時期に交換を行うことで設備の維持管理を行う。再処理施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために、また、重大事故が発生した場合においても、重大事故の拡大を防止するため、及び再処理施設を設置する事業所(再処理事業所)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために、必要な運用上の措置等を講ずることを保安規定に定めて、管理する。なお、重大事故等対処設備並びに放射性物質貯蔵及び保障措置の設備は、設備間において相互影響を考慮した設計とする。	冒頭宣言【36条174,176~178】 運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2		
36条-8	9.2.2 多様性、位置的分散、悪影響防止等 (1) 多様性、位置的分散 重大事故等対処設備は、共通要因の特性を踏まえた設計とする。共通要因としては、重大事故等における条件、自然現象、人為事象、周辺機器等からの影響及び事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象を考慮する。	冒頭宣言【36条9~44】	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	
36条-9	共通要因のうち重大事故等における条件については、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮する。	冒頭宣言【36条16,25,36】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-10	共通要因のうち自然現象として、地震、津波、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条17,20,26,27,28,30~33,37,38,40,41】	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	
36条-11	共通要因のうち人為事象として、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発を考慮する。故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムについては、可搬型重大事故等対処設備による対策を講ずることとする。	冒頭宣言【36条20,30~33,40,41】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-12	共通要因のうち周辺機器等からの影響として地震、溢水、化学薬品漏えい、火災による波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。	冒頭宣言【36条17,19,21,24,26,27,29,37~39】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-13	共通要因のうち事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象については、外的事象の地震、火山の影響を考慮する。また、内的事象として配管の全局破断を考慮する。	冒頭宣言【36条18,19,28,29,42,43】	-※2	-※1	-※2	-※2	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-14	6. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがあるよう、共通要因の特性を踏まえ、可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講ずる設計とする。	設置要求	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
36条-15	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	(代替設備により必要な機能を確保すること) 設置要求 機能要求① (修理の対応) 冒頭宣言【36条174,176~178】 (保安規定) 運用要求	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	
36条-16	重大事故等における条件に対して常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とする。	冒頭宣言【36条78~82】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-17	常設重大事故等対処設備は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置し、地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【32条,33条,34条,35条】	(32条として展開)	(33条として展開)	(34条として展開)	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	







基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)				8条(航空機)	8条(落雷)	8条(その他)							11条(火災)	12条(溢水)		13条(薬品)				16条(安有)				17条(材構)					
			地盤	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を組める火山)	森林火災	近隣工場等の火災	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全周破断)	化学薬品漏えい	敷地内における化学物質の漏えい	有毒ガス	環境条件(温度圧力等)	内部発生飛散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)			
36条-31	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、設計基準事故に対処するための設備又は常設重大事故等対処設備を設置する建屋の外壁から100m以上の離隔距離を確保した場所に保管するとともに異なる場所にも保管することで位置的分散を図る設計とする。	設置要求	○	○	○	○※1 屋外にのみ保管する可搬型SA設備は互いに100m以上の離隔を確保して保管する設計(36条122の要求に対し、耐性を確保できない可搬型SA設備は、直轄等建屋等で相互に位置的分散して保管する予備を期待して機能を維持する設計)	○	-※2	○	○	○※1 位置的分散による同時機能喪失を回避する設計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-※2	-※2	-※2	-※2	○	○	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2		
36条-32	また、屋外に設置する設計基準事故に対処するための設備からも100m以上の離隔距離を確保する設計とする。	設置要求	○	○	○	○	○	-※2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-※2	-※2	-※2	-※2	○	○	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2		
36条-33	屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条122～132】	-※2	-※2	-※2	-※1	-※1	-※2	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2		
36条-34	環境条件に対する健全性については、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1	-※1		
36条-35	c. 可搬型重大事故等対処設備と常設重大事故等対処設備の接続口は、接続口は、共通原因によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-36	接続口は、重大事故等における条件に対して、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能を確実に発揮できる設計とともに、建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の箇所に設置する設計とする。また、重大事故等における条件に対する健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条78～82】 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-37	地震に対して接続口は、「2. 地盤」に基づく地盤に設置する建屋等内に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-38	地震、津波及び火災に対しては、「3.1 地震による損傷の防止」、「3.2 津波による損傷の防止」及び「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【33条, 34条, 35条】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(35条として展開)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-39	溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して建屋の外から水、空気又は電力を供給する可搬型重大事故等対処設備と常設設備との接続口は、溢水、化学薬品漏えい及び火災によって接続することができなくなることを防止するため、それぞれ互いに異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-40	接続口は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、有毒ガス、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災及び爆発に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条91～105】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-41	接続口は、複数のアクセスルートを経た自然現象、人為事象及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して建屋等内の適切に隔離した隣接しない位置の異なる複数の場所に設置する設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-42	設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する接続口は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179～195】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-43	接続口は、設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して配管の全周破断の影響により接続できなくなることを防止するため、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)に対して健全性を確保する設計とする。	冒頭宣言【36条109】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-44	環境条件に対する健全性については、常設重大事故等対処設備として、「9.2.4 環境条件等」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条69】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-45	(2) 悪影響防止 重大事故等対処設備は、再処理事業所内の他の設備(安全機能を有する施設、当該重大事故等対処設備以外の重大事故等対処設備、MOX燃料加工施設及びMOX燃料加工施設の重大事故等対処設備を含む。)に対して悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条47～51】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-46	重大事故等対処設備は、重大事故等における条件を考慮し、他の設備への影響としては、重大事故等対処設備使用時及び待機時の系統的な影響(電磁的な影響を含む。)内部発生飛散物による影響並びに竜巻により飛来物となる影響を考慮し、他の設備の機能に悪影響を及ぼさない設計とする。	冒頭宣言【36条47～50】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-47	系統的な影響について、重大事故等対処設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすること、重大事故等発生前(通常時の稼働時)は分離された状態から弁等の操作や接続により重大事故等対処設備としての系統構成とすること、他の設備から独立して単独で使用可能なこと、安全機能を有する施設として使用する場合と同じ系統構成で重大事故等対処設備として使用すること等により、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-48	可搬型放水砲については、前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋への放水により、当該設備の使用を想定する重大事故時において必要となる屋外の他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-49	重大事故等対処設備からの内部発生飛散物による影響については、回転機器の破損を想定し、回転体が飛散することを防ぐことで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-50	重大事故等対処設備が竜巻により飛来物となる影響については、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に設置又は保管することで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。又は、風荷重を考慮し、屋外に保管する可搬型重大事故等対処設備は必要に応じて同等等の措置をとることで、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	-	-	-	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-51	重大事故等対処設備は、共用対象の施設ごとに要求される技術的要件(重大事故等に対処するために必要な機能)を満たしつつ、同じ敷地内に設置するMOX燃料加工施設と共用することにより安全性が向上し、かつ、再処理施設及びMOX燃料加工施設に悪影響を及ぼさない場合には共用できる設計とする。	機能要求① 機能要求②	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(電巻)	8条(火山)		8条(外火)				8条(航空機)		8条(落雷)		8条(その他)							11条(火災)	12条(溢水)		13条(薬品)				16条(安有)				17条(材構)					
			地盤	地震	津波	電巻	火山の影響	(設計を越える火山)	森林火災	近隣工場等の火災	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全周破断)	化学薬品漏えい	敷地内における化学物質の漏えい	有毒ガス	環境条件(温度圧力等)	内部発生飛散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)					
36条-52	9.2.3 個数及び容量 (1) 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、重大事故等時に必要な取束手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統又はこれらの系統と可搬型重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)	(38条～51条として展開)		
36条-53	「容量」とは、タンク容量、伝熱容量、発電機容量、計装設備の計測範囲及び作動信号の設定値等とする。	定義【用語の定義】	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	－※3	
36条-54	常設重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に十分に余裕がある容量を有する設計とする。同時に、設備の機能、信頼度等を考慮し、動的機器の単一故障を考慮した予備を含めた個数を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-55	常設重大事故等対処設備のうち安全機能を有する施設の系統及び機器を使用するものについては、安全機能を有する施設の容量の仕様が、系統の目的に応じて必要となる容量に対して十分であることを確認した上で、安全機能を有する施設としての容量と同仕様の設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-56	常設重大事故等対処設備のうち重大事故等への対処を本来の目的として設置する系統及び機器を使用するものについては、系統の目的に応じて必要な個数及び容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-57	常設重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する常設重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-58	一つの接続口で複数の機能を兼用して使用する場合には、それぞれの機能に必要な容量が確保できる接続口を設ける設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-59	(2) 可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等の取束において、想定する事象及びその事象の進展等を考慮し、事故対応手段としての系統設計を行う。重大事故等の取束は、これらの系統の組合せ又はこれらの系統と常設重大事故等対処設備の組合せにより達成する。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36条-60	「容量」とは、ポンプ流量、タンク容量、発電機容量、ポンペ容量、計測器の計測範囲等とする。	定義【用語の定義】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-61	可搬型重大事故等対処設備は、系統の目的に応じて必要な容量に対して十分に余裕がある容量を有する設計とする。同時に、設備の機能、信頼度等を考慮し、予備を含めた保有数を確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-62	可搬型重大事故等対処設備のうち、複数の機能を兼用することで、設置の効率化、被ばくの低減が図れるものは、同時に要求される可能性がある複数の機能に必要な容量を合わせた設計とし、兼用できる設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-63	可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な個数(必要数)に加え、予備として故障時のバックアップ及び点検保守による待機除外時のバックアップを合わせて必要数以上確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-64	また、再処理施設の特徴である同時に複数の建屋に対し対処を行うこと及び対処の制限時間等を考慮して、建屋内及び建屋近傍で対処するものについては、複数の敷設ルートに対してそれぞれ必要数を確保するとともに、建屋内に保管するホースについては1本以上の予備を含めた個数を必要数として確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-65	可搬型重大事故等対処設備のうち、臨界事故、冷却機能の喪失による蒸発乾固、放射線分解により発生する水素による爆発、使用済燃料貯蔵槽等の冷却機能等の喪失に対処する設備は、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定し、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-66	ただし、安全上重要な施設の安全機能の喪失を想定した結果、その範囲が系統で機能喪失する重大事故等については、当該系統の範囲ごとに重大事故等への対処に必要な設備を1セット確保する。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36条-67	また、安全上重要な施設以外の施設で発生するおそれがある場合についても同様とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
36条-68	可搬型重大事故等対処設備のうち、MOX燃料加工施設と共用する可搬型重大事故等対処設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等の対処に必要な容量を有する設計とする。	冒頭宣言【第38条～第51条】	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
36条-69	9.2.4 環境条件等 (1) 環境条件 重大事故等対処設備は、内的事象を要因とする重大事故等に対処するものとの外的事象を要因とする重大事故等に対処するものそれぞれに対して想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。同時に、操作が可能な設計とする。	冒頭宣言【36条70～77】	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1
36条-70	重大事故等時の環境条件については、重大事故等における温度、圧力、湿度、放射線、荷重に加えて、重大事故による環境の変化を考慮した環境温度、環境圧力、環境湿度による影響、重大事故等時に汽水を供給する系統への影響、自然現象による影響、人為事象の影響及び周辺機器等からの影響を考慮する。	冒頭宣言【36条71～77】	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1
36条-71	荷重としては、重大事故等が発生した場合における機械的荷重に加えて、環境温度、環境圧力及び自然現象による荷重を考慮する。また、同一建屋内において同時に又は連鎖して発生を想定する重大事故等に対しては、冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発を考慮する。系統的影響を受ける範囲において互いの事象による温度及び圧力の影響を考慮する。	冒頭宣言【36条78～82(常設重大事故等対処設備)、36条112～115(可搬型重大事故等対処設備)】	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※2	－※1	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	
36条-72	自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波、風(台風)、電巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災及び塩害を考慮する。	冒頭宣言【36条83,86,90～103(常設重大事故等対処設備)、36条116,120～131(可搬型重大事故等対処設備)】	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※2	－※1	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※1	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	
36条-73	自然現象による荷重の組合せについては、地震、風(台風)、電巻、積雪及び火山の影響を考慮する。	定義(設計条件:自然現象による荷重の組合せ)【36条〇】	－※3	－※3	－※2	－※3	－※3	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※3	－※2	－※2	－※2	－※3	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2	－※2		



基本設計 方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)				8条(航空機)	8条(落雷)	8条(その他)							11条 (火災)	12条(溢水)		13条(薬品)			16条(安有)				17条 (材質)					
			地震	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を組 める火山)	森林火災	近隣工場等 の火災	航空機墜落 火災	爆発	外部火災の 二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事 象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全 周破断)	化学薬品漏 えい	敷地内にお ける化学物 質の漏えい	有毒ガス	環境条件 (温度圧力 等)	内部発生飛 散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)		
36条-74	人為事象については、重大事故等時における敷地及びその周辺での発生可能性、重大事故等対処設備への影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、重大事故等時に重大事故等対処設備に影響を与えるおそれのある事象として、敷地内における化学物質の漏えい及び電磁的障害を想定する。なお、これらの自然現象及び人為事象については、設計基準対象の施設について考慮する「3.3 外部からの衝撃による損傷の防止」に示す条件を考慮する。	冒頭宣言【36条104,105(常設重大事故等対処設備)、36条131,132(可搬型重大事故等対処設備)】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※1	-※1	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-75	重大事故等の要因となるおそれとなる事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象の地震及び火山の影響(降下火砕物による積載荷重)を考慮する。	冒頭宣言【36条84~86,108(常設重大事故等対処設備)、36条117,118,134,135(可搬型重大事故等対処設備)】	-※2	-※2	-※1	-※2	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-76	また、内的事象として、配管の全周破断を考慮する。	冒頭宣言【36条109,136】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-77	周辺機器等からの影響としては、地震、火災、溢水、化学薬品漏えいによる波及的影響及び内部発生飛散物を考慮する。また、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による影響についても考慮する。	冒頭宣言【36条85~89,106,107,110(常設重大事故等対処設備)、36条118,119,133,137(可搬型重大事故等対処設備)】	-※2	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※1	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-78	a. 常設重大事故等対処設備 常設重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-79	常設重大事故等対処設備のうち、放射線分解により発生する水素による爆発の発生及び有機溶媒等による火災又は爆発の発生を想定する機能については、瞬時的に上昇する内部媒体温度及び内部流体圧力の影響により重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-80	使用済燃料貯蔵槽における燃料損傷防止の対処に係る常設重大事故等対処設備のうち地震に起因する使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-81	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための常設重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-82	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を漏水するコンクリート構造物については、腐食を考慮した設計とする。	機能要求①	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-83	地震に対して常設重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	冒頭宣言【第33条】	-※2	(33条として展開)	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-84	また、事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を期待する常設重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179~195】	-※2	-※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-85	さらに、地震に対して常設重大事故等対処設備は、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 設置要求	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-86	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、地震により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損わない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	(代替設備により必要な機能を確保すること) 設置要求 機能要求① (修理の対応) 冒頭宣言【36条174,176~178】 (保安規定) 運用要求	-※2	○ -※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-87	溢水及び化学薬品の漏えいに対して常設重大事故等対処設備は、想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して、機能を損わない高さへの設置、被水防護及び被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-88	火災に対して常設重大事故等対処設備は、「5. 火災等による損傷の防止」に基づく設計とすることにより、重大事故等への対処に必要な機能を損わない設計とする。	冒頭宣言【第35条】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	(35条として展開)	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-89	ただし、内的事象を要因とする重大事故等へ対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、溢水、化学薬品漏えい及び火災による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損わない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	(代替設備により必要な機能を確保すること) 設置要求 機能要求① (修理の対応) 冒頭宣言【36条174,176~178】 (保安規定) 運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	(35条として展開)	○ -※1	-※2	○ -※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2



基本設計 方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)				8条(航空機)		8条(落雷)		8条(その他)						11条 (火災)	12条(溢水)		13条(薬品)			16条(安有)				17条 (材質)				
			地盤	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を組 える火山)	森林火災	近隣工場等 の火災	航空機墜落 火災	爆発	外部火災の 二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事 象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全 周破断)	化学薬品漏 えい	敷地内にお ける化学物 質の漏えい	有毒ガス	環境条件 (温度圧力 等)	内部発生飛 散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)		
36条-90	津波に対して常設重大事故等対処設備は、「3.2 津波による損傷の防止」に基づく設計とする。	冒頭宣言【第34条】	-※2	-※2	(34条として展開)	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-91	屋内の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して外部からの衝撃による損傷を防止できる前処理建屋、分離建屋、積雪建屋、ウラン・プルトニウム混合脱膜建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、制御建屋、非常用電源建屋、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所、第2保管庫・貯水所、緊急時対策建屋及び隔壁に設置し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 評価要求	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-92	屋外の常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風(台風)及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-※2	-※2	-※2	○※3	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-93	凍結、高温及び降水に対して屋外の常設重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	○※3	○※3	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-94	ただし、内的事象を要因とする重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、風(台風)、竜巻、積雪、火山の影響、凍結、高温及び降水により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	(代替設備により必要な機能を確保すること) 設置要求 機能要求① (修理の対応) 冒頭宣言【36条174.176~178】 (保安規定) 運用要求	-※2	-※2	-※2	○※3	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-95	落雷に対して外部電源系統からの電気の供給の停止及び非常用内電源設備からの電源の喪失(以下「全交流動力電源喪失」といふ。)を要因として発生する重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備は、直撃雷及び間接雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言【36条96,97】	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-96	直撃雷に対して、当該設備自体が構内接地網と接続した避雷設備を有する設計とする又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-97	間接雷に対して、雷サージによる影響を軽減することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-98	ただし、内的事象を要因とする重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、落雷により機能が損なわれる場合、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	(代替設備により必要な機能を確保すること) 設置要求 機能要求① (修理の対応) 冒頭宣言【36条174.176~178】 (保安規定) 運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-99	生物学的事象に対して常設重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類及び小動物の侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-100	森林火災に対して常設重大事故等対処設備は、防火帯の内側に設置することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-101	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、常設重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。ただし、内的事象を要因とする重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。消防車による事前散水を含む火災防護計画を、保安規定に定めて、管理する。	機能要求① 評価要求 運用要求 設置要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※1	○※1	-※2	○※1	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-102	塩害に対して屋内の常設重大事故等対処設備は、換気設備の建屋換気ユニットの稼働フィルタの設置、直接外気を取り込む塩害の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求①	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-103	また、屋外の常設重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止又は受電用設備の絶縁性の確保対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-104	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の常設重大事故等対処設備は、機能を損なわない高さへの設置、被液防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	
36条-105	電磁的障害に対して常設重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求①	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-106	周辺機器等からの影響について常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転羽の損壊による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ設置することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-107	ただし、内的事象を要因とする重大事故等への対処する常設重大事故等対処設備のうち安全上重要な施設以外の安全機能を有する施設と兼用する常設重大事故等対処設備は、内部発生飛散物を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程の停止等又はこれらを適切に組み合わせることにより、機能を損なわない設計とする。代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと、関連する工程を停止すること等については、保安規定に定めて、管理する。	(代替設備により必要な機能を確保すること) 設置要求 機能要求① (修理の対応) 冒頭宣言【36条174.176~178】 (保安規定) 運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-108	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して常設重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃及び除灰、積雪に対しては除雪を踏まえて影響がないよう重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃及び除灰については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-※2	-※2	-※2	-※2	○※1 フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配管を実施する設計	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)					8条(航空機)	8条(落雷)	8条(その他)							11条(火災)	12条(溢水)		13条(薬品)			16条(安有)					17条(材構)					
			地震	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を組める火山)	森林火災	近隣工場等の火災	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全周破断)	化学薬品漏えい	敷地内における化学物質の漏えい	有毒ガス	環境条件(温度圧力等)	内部発生飛散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)				
36条-109	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち配管の全周破断に対して常設重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセム及びグローブボックス内で漏えいした放射性物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※2 溢水としてセル・GB内の放射性物質を含む腐食性流体を内包する配管の全周破断を考慮した設計(溢水と連携)	○※2 溢水としてセル・GB内の放射性物質を含む腐食性流体を内包する配管の全周破断を考慮した設計(溢水と連携)	○※2 溢水としてセル・GB内の放射性物質を含む腐食性流体を内包する配管の全周破断を考慮した設計(溢水と連携)	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2			
36条-110	常設重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	機能要求①	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2		
36条-111	重大事故等対処設備において、主たる流路の機能を維持できるよう、主たる流路に影響を与える範囲について、主たる流路と同一又は同等の規格で設計する。	機能要求① 機能要求②	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※2 SA時の事故時環境の考慮		
36条-112	b.可搬型重大事故等対処設備 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合における温度、圧力、湿度、放射線及び荷重を考慮し、その機能が有効に発揮できるよう、その設置場所(使用場所)及び保管場所に応じた耐環境性を有する設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-113	使用済燃料貯蔵庫における燃料損傷防止の対処に係る可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時における使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内の環境温度、環境湿度、環境圧力及び放射線を考慮した設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-114	同一建屋内において同時に発生を想定する冷却機能の喪失による蒸発乾固及び放射線分解により発生する水素による爆発に対して、これらの重大事故等に対処するための可搬型重大事故等対処設備は、系統的な影響を受ける範囲において互いの重大事故等による温度、圧力、湿度、放射線及び荷重に対して、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 評価要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-115	重大事故等時に汽水を供給する系統への影響に対して常時汽水を過水する又は尾放溜で使用可能な可搬型重大事故等対処設備は、耐腐食性材料を使用する設計とする。また、尾放溜から直接取水する際の異物の流入防止を考慮した設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	- (健全性 説明書)			
36条-116	地震に対して可搬型重大事故等対処設備は、「3.1 地震による損傷の防止」に記載する地震力による荷重を考慮して、当該設備の落下防止、転倒防止、固縛の措置を講ずる設計とする。	機能要求①	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-117	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる外的事象のうち地震に対して、地震を要因とする重大事故等に対処するために重大事故等時に機能を要する可搬型重大事故等対処設備は、「9.2.6 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とする。	冒頭宣言【36条179～185】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
36条-118	さらに、当該設備周辺の機器等からの波及的影響によって重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。また、当該設備周辺の資機材の落下、転倒による損傷を考慮して、当該設備周辺の資機材の落下防止、転倒防止、固縛の措置を行う設計とする。	機能要求① 評価要求 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-119	溢水、化学薬品漏えい及び火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、溢水及び化学薬品漏えいに対しては想定する溢水量及び化学薬品漏えいに対して機能を損なわない高さへの設置又は保管、溢水防護及び被覆防護を行うことにより、火災に対しては「9.2.7 可搬型重大事故等対処設備の内部火災に対する防護方針」に基づく火災防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 評価要求 冒頭宣言【36条196～211】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※1 想定破損による蒸気漏えいに対し、予備品と交換することにより機能を復旧を図る設計	-	○※3	-	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-120	津波に対して可搬型重大事故等対処設備の保管場所は、「3.2 津波による損傷の防止」に示す津波による影響を受けない位置に保管する設計とする。また、可搬型重大事故等対処設備の据付けは、津波による影響を受けるおそれのない場所を確保することとし、使用時に津波による影響を受けるおそれのある場所に据付けられる場合は、津波に対して重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 冒頭宣言【第34条】 設置要求 評価要求 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
36条-121	風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪及び火山の影響に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる建屋等内に保管し、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-※2	-※2	-※2	○※1 建屋開口等により防護が期待できない可搬型SA設備は、100m離れた外部保管エリアに予備を確保する設計(36条121の要求に対し、耐性を確保できない可搬型SA設備は、36条30に基づき位置的分散して保管する予備を期待して機能を維持する設計)	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)					8条(航空機)	8条(落雷)	8条(その他)						11条(火災)	12条(溢水)		13条(薬品)			16条(安有)				17条(材質)					
			地震	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を組める火山)	森林火災	近隣工場等の火災	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全周破断)	化学薬品漏えい	敷地内における化学物質の漏えい	有毒ガス	環境条件(温度圧力等)	内部発生飛散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)		
36条-122	屋外の可搬型重大事故等対処設備は、風(台風)及び竜巻に対して風(台風)及び竜巻による風荷重を考慮し、必要により当該設備又は当該設備を収納するものに対して転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。 ただし、固縛する屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、地震時の移動を考慮して、地震後の機能を維持する設備は、余長を有する固縛で拘束することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 評価要求	-※2	-※2	-※2	○※1 屋外にのみ保管する可搬型SA設備は互いに100m以上の離隔を確保して保管する設計(36条122の要求に対し、耐性を確保できない可搬型SA設備は、固縛等の措置を講じた上で36条31の要求に基づき相互に位置的分散して保管する予備を期待して機能を維持する設計)	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2	-※2
36条-123	積雪及び火山の影響に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、積雪荷重、降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等を考慮し、損傷防止措置として除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわないよう維持する設計とする。除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することについては、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	○※1 除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-124	凍結、高温及び降水に対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、凍結防止対策、高温防止対策及び防水対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 機能要求② 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※3	○※3	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-125	落雷に対して全交流動力電源喪失を要因とせずに発生する重大事故等に対処する可搬型重大事故等対処設備は、直撃雷を考慮した設計とする。	冒頭宣言 【36条126】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-126	直撃雷に対して、構内接地網と接続した避雷設備で防護される範囲内に保管する又は構内接地網と接続した避雷設備を有する建屋等に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※1 屋外にのみ保管する可搬型SA設備は互いに100m以上の離隔を確保して保管する設計(36条126の要求に対し、避雷設備の捕捉範囲外に保管する可搬型SA設備は、36条31の要求に基づき相互に位置的分散して保管する予備を期待して機能を維持する設計)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-127	生物学的事象に対して可搬型重大事故等対処設備は、鳥類、昆虫類、小動物及び水生植物の付着又は侵入を考慮し、これら生物の侵入を防止又は抑制することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-128	森林火災に対して可搬型重大事故等対処設備は、防火帯の内側に保管することにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	○※3	○※3	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-129	また、森林火災からの輻射強度の影響を考慮した場合においても、離隔距離の確保等により、可搬型重大事故等対処設備の重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求	-	-	-	-	-	-	○※1 散水による影響緩和措置、影響の及ばない位置への移動により機能を損なわない設計	○※1 散水による影響緩和措置、影響の及ばない位置への移動により機能を損なわない設計	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-130	塩害に対して屋内の可搬型重大事故等対処設備は、換気設備の建屋給気ユニットへの粒子フィルタの設置、直接外気を取り込む施設の防食処理により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。 また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は、屋外施設の塗装等による腐食防止対策又は絶縁性の維持対策により、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-131	敷地内における化学物質の漏えいに対して屋外の可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない高さへの設置、被覆防護を行うことにより、重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※3	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-132	電磁的障害に対して可搬型重大事故等対処設備は、重大事故等時においても電磁波により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	機能要求① 設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-133	周辺機器等からの影響について可搬型重大事故等対処設備は、内部発生飛散物に対して当該設備周辺機器の回転機器の回転羽の損傷による飛散物の影響を考慮し、影響を受けない位置へ保管することにより重大事故等への対処に必要な機能を損なわない設計とする。	設置要求	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○※3	
36条-134	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件となる事象の外的事象のうち火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)及び積雪に対して可搬型重大事故等対処設備は、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対してはフィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施することにより、重大事故等への対処に必要な機能を維持する設計とする。	運用要求	-	-	-	-	-	-	○(設計基準の火山と合わせて説明)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-135	積雪に対する除雪、火山の影響(降下火砕物による積載荷重、フィルタの目詰まり等)に対するフィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求	-	-	-	-	○※1 除雪、フィルタ交換、清掃、除灰及び屋内への配備を実施する設計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)				8条(航空機)	8条(落雷)		8条(その他)							11条(火災)	12条(溢水)		13条(薬品)			16条(安有)				17条(材質)						
			地盤	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を組める火山)	森林火災	近隣工場等の火災	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全周破断)	化学薬品漏えい	敷地内における化学物質の漏えい	有毒ガス	環境条件(温度圧力等)	内部発生飛散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)				
36条-136	事業指定(変更許可)を受けた設計基準より厳しい条件の要因となる事象の内的事象のうち、配管の全周破断に対して可搬型重大事故等対処設備は、漏えいを想定するセル及びグローブボックス内で漏えいた放射線物質を含む腐食性の液体(溶液、有機溶媒等)により重大事故等への対処に必要な機能を損なわない場所に保管する設計とする。	設置要求		-																			○※2 溢水源としてセル・GB内の放射性物質を含む腐食性液体を内包する配管の全周破断を考慮した設計(溢水と連携)	○※2 溢水源としてセル・GB内の放射性物質を含む腐食性液体を内包する配管の全周破断を考慮した設計(溢水と連携)	○※2 溢水源としてセル・GB内の放射性物質を含む腐食性液体を内包する配管の全周破断を考慮した設計(溢水と連携)														
36条-137	可搬型重大事故等対処設備は、同時に発生する可能性のあるMOX燃料加工施設における重大事故等による建屋外の環境条件の影響を受けない設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-138	(2) 重大事故等対処設備の設置場所 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作及び復旧作業に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の影響等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、放射線の影響を受けない異なる区画若しくは離れた場所から遠隔で操作可能な設計、又は遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求 評価要求		-																																			
36条-139	(3) 可搬型重大事故等対処設備の設置場所 可搬型重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても設置及び常設設備との接続に支障がないように、稼働率の高くなるおそれの少ない設置場所の選定、当該設備の設置場所への遮蔽の設置等により当該設備の設置場所での操作可能な設計、遮蔽設備を有する中央制御室、使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室並びに緊急時対策所で操作可能な設計により、当該設備の設置及び常設設備との接続が可能な設計とする。	設置要求 機能要求① 運用要求 評価要求		-																																			
36条-140	9.2.5 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備、訓練・教育により、想定される重大事故等が発生した場合においても、確実に操作でき、事業指定(変更許可)申請書(八、再処理施設において核燃料物質が臨界状態になることその他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項)へで考慮した要員数と想定時間内で、アクセスルートの確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定めて、管理する。	運用要求		-																																			
36条-141	a. 操作の確実性 重大事故等対処設備は、想定される重大事故等が発生した場合においても操作を確実にものとするため、重大事故等における条件を考慮し、操作する場所において操作が可能な設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-142	操作する全ての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて操作足場を設置する。また、防護具、可燃性照明は重大事故等時に迅速に使用できる場所に配備することを保安規定に定めて、管理する。	設置要求 運用要求		-																																			
36条-143	現場操作において工具を必要とする場合は、一般的に用いられる工具又は専用の工具を用いて、確実に作業ができる設計とする。工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備は運搬・設置が確実に行えるよう、人力又は車脚等による運搬・移動ができることともに、必要により設置場所にてアトリガの張出し又は輪留めによる固定等が可能な設計とする。	機能要求① 運用要求		-																																			
36条-144	現場の操作スイッチは非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。また、電源操作が必要な設備は、感電防止のため露出した充電部への近接防止を考慮した設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-145	現場において人力で操作を行う弁等は、手動操作が可能な設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-146	現場での接続操作は、ボルト・ネジ接続、フランジ接続又はより簡便な接続方式等、接続方式を統一することにより、連やがに、容易かつ確実に接続が可能な設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-147	現場操作における誤操作防止のために重大事故等対処設備には識別表示を設置する設計とする。	運用要求		-																																			
36条-148	また、重大事故等に対処するために迅速な操作を必要とする機器は、必要な時間内に操作できるように中央制御室での操作が可能な設計とする。制御室の操作器具は非常時対策組織要員の操作性を考慮した設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-149	想定される重大事故等において操作する重大事故等対処設備のうち動的機器は、その作動状態の確認が可能な設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-150	b. 系統の切替性 重大事故等対処設備のうち本来の用途(安全機能を有する施設としての用途等)以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備は、通常時に使用する系統から速やかに切替操作が可能なように、系統に必要な弁等を設ける設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-151	c. 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性 可搬型重大事故等対処設備を常設設備と接続するものについては、容易かつ確実に接続でき、かつ、複数の系統が相互に使用することができるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とし、配管・ダクト・ホースは口径並びに内部流体の圧力及び温度等の特性に応じたフランジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。また、同一ポンプを接続するホースは、流量に応じて口径を統一すること等により、複数の系統での接続方式を考慮した設計とする。	機能要求①		-																																			
36条-152	d. 再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路の確保 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所への運搬及び接続場所への敷設、又は他の設備の設置状況を把握するため、再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路をアクセスルートとして確保できるように、以下の設計とする。	冒頭宣言【36条153～173】		-																																			
36条-153	アクセスルートは、環境条件として考慮した事象を含め、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品の漏えい及び火災を考慮しても、運搬、移動に支障をきたすことのないよう、迂回路も考慮して複数のアクセスルートを確保する設計とする。	設置要求		-																			○		○														
36条-154	アクセスルートに対する自然現象については、重大事故等時における敷地及びその周辺の発生する可能性、アクセスルートへの影響度、事象進展速度や事象進展に対する時間余裕の観点から、アクセスルートに影響を与えるおそれがある事象として、地震、津波(敷地に遡上する津波を含む。)、洪水、風(台風)、竜巻、凍結、降雪、積雪、積氷、落雷、火山の影響、生物学的事象及び森林火災を想定する。	設置要求		-																																			



基本設計方針番号	基本設計方針	要求種別	5条	6条	7条	8条(竜巻)	8条(火山)		8条(外火)				8条(航空機)	8条(落雷)	8条(その他)							11条(火災)	12条(溢水)		13条(薬品)			16条(安有)				17条(材料)				
			地盤	地震	津波	竜巻	火山の影響	(設計を越える火山)	森林火災	近隣工場等の火災	航空機墜落火災	爆発	外部火災の二次影響	航空機落下	落雷	風(台風)	凍結	高温	降水	積雪	生物学的事象	塩害	電磁的障害	火災	溢水	(配管の全周破断)	化学薬品漏えい	敷地内における化学物質の漏えい	有毒ガス	環境条件(温度圧力等)	内部発生飛散物	試験・検査	共用	材料・構造	(汽水)	
36条-155	アクセラートに対する人為事象については、重大事故等における敷地及びその周辺での発生の可能性、アクセラートへの影響度、事業進展度や事業進展に対する時間余裕の観点から、アクセラートに影響を与えるおそれのある事象として選定する航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、電磁的障害、近隣工場等の火災、爆発、ダム崩壊、船舶の衝突及び故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに対して、迂回路も考慮した複数のアクセラートを確保する設計とする。	設置要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-156	なお、洪水、ダムの崩壊及び船舶の衝突については立地的要因により設計上考慮する必要はない。落雷及び電磁的障害に対しては、道路が直接影響を受けることはないことからアクセラートへの影響はない。生物学的事象に対しては、容易に排除可能なため、アクセラートへの影響はない。	設置要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-157	屋外のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響(周辺構造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)及び人為事象による影響(航空機落下、爆発)を想定し、複数のアクセラートの中から状況を確認し、緊急に復旧可能なアダダを3台使用する。ホイールローグは、必要数として3台に加え、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台、合計7台を保有数とし、分散して保管する設計とする。	機能要求①		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-158	屋外のアクセラートは、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対しては、道路上への自然流下も考慮した上で、通行への影響を受けない箇所に確保する設計とする。	設置要求 評価要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-160	屋外のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊及び道路面のすべりで崩壊土砂が範囲に到達することを想定した上で、ホイールローグにより崩壊箇所を復旧する又は迂回路を確保する設計とする。不平等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、段差緩和対策を行う設計とする。	設置要求 評価要求 運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-161	屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、車両はタイヤチェーン等を装着することにより通行性を確保できる設計とする。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-164	屋内のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」の地震を考慮した建屋等に複数確保する設計とする。	設置要求 評価要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-165	屋内のアクセラートは、津波に対して立地的要因によりアクセラートへの影響はない。	設置要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-166	屋内のアクセラートは、自然現象及び人為事象として選定する風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、落雷、火山の影響、生物学的事象、森林火災、塩害、航空機落下、敷地内における化学物質の漏えい、近隣工場等の火災、爆発、有毒ガス及び電磁的障害に対して、外部からの衝撃による損傷の防止が図られた建屋等内に確保する設計とする。	設置要求		-		-	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	-	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	-	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	-	-	-	-	- (健全性説明書)	- (健全性説明書)	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-167	再処理事業所内の屋外道路及び屋内通路を確保するために、上記の設計に加え、以下を保安規定に定めて、管理する。 ・尾数溜取水場所、尾数溜取水場所又は二次用取水場所A(以下「敷外水源」という。)の取水場所及び取水場所への屋外のアクセラートに適用するおそれのある津波に対しては、津波警報の解除後に対応を開始すること。また、津波警報の発令を確認時にこれらの場所において対応中の場合に備え、非常時対策組織委員及び可搬型重大事故等対処設備を一時的に退避すること。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-168	・屋外のアクセラートは、「3.1 地震による損傷の防止」にて考慮する地震の影響による周辺斜面の崩壊、道路面のすべりによる崩壊土砂及び不平等沈下に伴う段差の発生が想定される箇所においては、ホイールローグにより復旧すること。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-169	・屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象のうち凍結及び積雪に対して、道路については、融雪剤を配備すること。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-170	・敷地内における化学物質の漏えいに対して薬品防護具を配備し、必要に応じて着用すること。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-171	・屋外のアクセラートは、考慮すべき自然現象及び人為事象のうち森林火災及び近隣工場等の火災に対しては、消防車による初期消火活動を行うこと。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
36条-172	・屋内のアクセラートにおいては、機器からの溢水及び化学薬品漏えいを考慮し、防護具を配備し、必要に応じて着用すること。また、地震時に通行が阻害されないように、アクセラート上の資機材の落下防止、転倒防止及び固縛の措置並びに火災の発生防止対策を実施すること。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-173	・屋外及び屋内のアクセラートにおいては、被ばくを考慮した放射線防護具の配備を行い、移動時及び作業時の状況に応じて着用すること。また、夜間及び停電時の確実な運搬や移動のため可搬型照明を配備すること。	運用要求		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-174	(2) 試験・検査性 重大事故等対処設備は、通常時において、重大事故等への対応に必要な機能を確認するための試験又は検査並びに当該機能を健全に維持するための保守及び修理が実施できるよう、機能・性能の確認、漏えいの有無の確認、分解点検等ができる構造とする。	機能要求①		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-175	試験又は検査は、使用前事業者検査、定期事業者検査、自主検査等が実施可能な設計とする。	機能要求①		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-176	また、保守及び修理は、維持活動としての点検(日常の運転管理の活用を含む。)、取替え、保修等が実施可能な設計とする。	機能要求①		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-177	再処理施設の運転中に待機状態にある重大事故等対処設備は、再処理施設の運転に大きな影響を及ぼす場合を除き、定期的な試験又は検査ができる設計とする。また、多様性及び多重性を備えた系統及び機器にあつては、各々が独立して試験又は検査並びに保守及び修理ができる設計とする。	機能要求①		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
36条-178	構造・強度の確認又は内部構成部品の確認が必要な設備は、原則として分解・開放(非破壊検査を含む。)が可能な設計とし、機能・性能確認、各部の経年劣化対策及び日常点検を考慮することにより、分解・開放が不要なものについては外観の確認が可能な設計とする。	機能要求①		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-













